



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和4年6月6日
宮城労働局職業安定部職業安定課
担当 齋、高橋
電話 022(207)3796
宮城県経済商工観光部雇用対策課
担当 中野、高山
電話 022(211)2772

宮城県における雇用の安定と定住推進協定に基づく 令和4年度事業計画について

宮城労働局、宮城県及び宮城県教育委員会は、東日本大震災からの創造的復興と地方創生の趣旨を踏まえて、県民の暮らしの向上と特に若い世代の県内への定住を推し進めるために、平成27年10月23日に「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」を締結しました。

この協定に基づき、令和4年6月6日に「令和4年度宮城県における雇用の安定と定住推進協定に基づく事業計画」を策定しました。

【事業計画のポイント】（概要は別添のとおりです）

- 1 経済団体・大学等教育機関が一体となってキャリア教育・志教育を推進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、企業の活動継続や労働者の雇用維持について働きかけるとともに、離職を余儀なくされた方等が希望する職業で働くために必要な技能及び知識の習得に向けた取組を推進する。
- 3 地域の活性化や雇用機会の確保など、地域経済の発展に大きな役割を果たすものづくり産業と深刻な人材不足に直面している分野における人材育成・確保に取り組む。
- 4 様々な背景や課題を持つ求職者等が個人の能力を活かし職場で活躍できるようにするため、新規学卒者・就職氷河期世代・子育て中の女性等・高齢者・障害者・外国人労働者など多様な人材に対し、求人・求職のニーズを踏まえ個々の態様に応じたきめ細かな支援を実施する。
- 5 働き方改革の推進等により、魅力ある職場づくりに向けた支援を行うとともに、年齢・性別問わず、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境作りに向けた取組を実施する。